

調査の背景

- 無戸籍者として把握されている人は700人（令和7年3月10日時点）。戸籍がないことにより社会生活上様々な不利益を受けている（選挙権の行使、住民票やマイナンバーの作成、パスポートの発給、国民健康保険への加入、運転免許の取得、銀行口座の開設、結婚、就職等が困難になるなど）。令和2年には、無戸籍者の親子が戸籍がないため行政に相談せず、餓死する事件も発生
- 法務省は平成27年に関係省庁による「無戸籍者ゼロタスクフォース」を設置し、無戸籍者問題の解消に取り組んできており（※1）、**年々減少傾向にあるものの、毎年度数百人規模で新たに無戸籍者が発生**（※2）
 - ※1 平成26年9月以降、把握された5,133人の無戸籍者のうち4,433人が戸籍に記載されている（令和7年3月10日時点）。
 - ※2 無戸籍が生じる原因は、離婚後300日以内の出産で元夫の子と推定されることを避けるため出生の届出をしないなど
- 無戸籍状態の早期解消を促進し、無戸籍である間の利益保護を図る観点から調査を実施

現 状

- 無戸籍者を把握しても、無戸籍状態の早期解消に向けた支援が届いていない例がみられる。
- 無戸籍者であっても一定の行政サービスを受けることができることとされているが、無戸籍者に届いていない例がみられる。

想定される課題

- 無戸籍者の困りごとの実態や支援ニーズが十分に把握されていないのではないか。
- 自治体単位で見ればレアケースだったり、専門的な助言が求められるケースもあつたりする中で、自治体における対応が難しい状況があるのではないか。

調査の方向性

無戸籍者等へのアンケート及び市区町村へのヒアリング等を通じて以下の状況を調査し、**無戸籍状態の解消や無戸籍である間の利益保護に資する改善方策を検討**

- ・ 無戸籍者の生活上の困りごとや無戸籍状態の早期解消に必要な支援等の把握
- ・ 市区町村や法務局等における無戸籍者の把握状況、無戸籍者に対する支援の状況